

県内事業者に対する物価高騰、円安等に伴う主な支援施策

令和7年4月23日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

目 的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を守る	設備導入	中小企業者等の生産性向上や持続的な貢上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(製品・サービス高付加価値化枠、グローバル枠) 20次締切 R7. 4. 25 ～R7. 7. 1	■補助上限: ・製品・サービス高付加価値化枠 750万円～2,500万円(※) ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ・グローバル枠 3,000万円 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ■補助率: ・製品・サービス高付加価値化枠 中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3 ・グローバル枠 中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者 2/3	国	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-3821-7013
	取引先との関係構築	大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。	パートナーシップ構築宣言	○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載 ① 「ロゴマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。) 【事業再構築補助金】(再掲) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等を支援 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(再掲) 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援	国	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付 TEL 03-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1765 ○「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 TEL 03-5541-6688
	下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい	下請かけこみ寺	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスをを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
	相談窓口	昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業等に対し、資金繰り支援相談等を実施する。	ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構中国本部、中国地方経済産業局	国	各機関にご連絡ください。

目 的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇 用 を 守 る	賃 上 げ の 促 進	中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度	中小企業向け賃上げ促進税制	適用期間：R6.4.1～R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R7年～R9年の各年) ○必須要件(雇用者給与等支給額が前年度と比べて①1.5%以上又は②2.5%以上増加) ⇒ 控除率は①15%又は②30% ○上乗せ要件①(教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加等) ⇒ 控除率は+10% ○上乗せ要件②(くるみん以上又はえるぼし二段階目以上等) ⇒ 控除率は+5% ※中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能	国	中小企業税制サポートセンター TEL 03 - 6281 - 9821
		中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成 ※物価高騰の影響を受けた以下の事業者等(特例事業者)には、助成上限額の拡大や助成対象経費の拡大の措置がある。 ・原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者	国	業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
			広島県賃上げ環境整備支援事業補助金	○補助要件 ・県内に事業所を有する中小企業等 ・業務改善助成金について令和6年12月28日～令和7年9月30日までに交付申請書を提出している者 ・業務改善助成金について、令和7年12月28日までに交付額確定の通知を受けている者 等 ※この他にも補助要件あり。 ○補助率 業務改善助成金の交付確定額の1/10 ○補助金額 業務改善助成金の交付確定額に補助率を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て) ○補助上限額:600千円	県	広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411
		トラック運送事業者の人手不足対策として、法改正により多重下請構造の是正や荷待ち・荷役時間の削減等を進めるための規制措置が導入される中、賃上げ原資となる適正運賃の確保や物流効率化など、法改正への対応に必要な環境整備を加速させるため、事業者のDX推進を支援する。	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業	●補助対象者 広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く中小トラック運送事業者 ※7月下旬に開催される物流DX推進セミナー(セミナーの詳細はhttps://www.torakyo-hiroshima.or.jp/dx/ を参照)の受講が申請要件となる。 ※営業用貨物自動車保有台数50両以下の事業者が主な対象。 ●支援内容 適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なデジタル技術の導入経費への支援 【対象例】 ・原価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム ・実運送体制管理簿の作成に必要な情報(「請負階層」など)を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム ・協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム など ●支援金額 ○単独型(1事業者単独で導入する場合) 最大1,000千円(補助率1/3) ただし、車載器の導入を伴う場合、最大1,500千円(上限台数:30台) ○複数者連携型(複数事業者のグループで連携して導入する場合) 1グループ最大3,600千円(補助率1/2～2/3) ●申請受付 令和7年8月(予定)～令和8年1月30日(金)※必着	広島県トラック協会	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援センター (広島市西区東観音町1-24、082-232-3380) https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/dx/